

令和2年11月17日

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表登録に関する評価機関による勧告について

我が国よりユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録に向けて提案した「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」について、この度、無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関より「記載」の勧告があり、ユネスコ無形文化遺産公式サイト（<http://www.unesco.org/culture/ich/>）において公表されましたので、萩生田文部科学大臣の談話と併せて、お知らせいたします。

本勧告を受け、本年12月14日～12月19日の間、パリで開催される第15回政府間委員会において最終決定がなされます。

1. 評価機関による勧告（別添参照）

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」については、「記載」（登録）することが適当との勧告がなされた。

（参考1）評価機関による勧告の3区分

- ・①「記載（Inscribe）」：代表一覧表に登録するもの。
- ・②「情報照会（Refer）」：提案国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載（Not to inscribe）」：登録基準を満たさないもの。

（参考2）評価機関

評価機関は、各地域から選出された専門家6名とNGO6団体で構成。代表一覧表登録等について事前審査を行い、政府間委員会に勧告を行う。

2. 今後の予定

第15回政府間委員会（令和2年12月14日～12月19日、パリ）において、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表への登録に関する最終決定がなされる。

なお、同委員会での決議は、評価機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「不記載」の3区分である。

<担当> 文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室
室長 山田（内線 4784）
室長補佐 守山（内線 2870）
無形文化遺産係 吉川・櫻井（内線 4698）
電話：03-5253-4111（代表）、03-6734-4698（直通）
FAX：03-6734-3820

委員会は、

- 1．日本が「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を代表一覧表に提案したことを確認する。
- 2．提案書に含まれている情報をもとに、5つの基準を満たしていると決定する。
- 3．代表一覧表に「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を記載する。
- 4．日本が、大変よく調べられ、代表一覧表への記載が無形文化遺産全般の重要性の可視化や認知向上に貢献できる好例となる提案書を提出したことを称讃する。
- 5．さらに、日本が無形文化遺産と有形文化遺産である建造物との本質的な関係に光を当て、持続可能な開発に沿った提案を行ったことを称讃する。
- 6．また、日本が関係するコミュニティの参画を得て提案を行ったことも称讃する。

（詳細は別添原文参照）

The Committee

1. Takes note that Japan has nominated **Traditional skills, techniques and knowledge for the conservation and transmission of wooden architecture in Japan** (no. 01618) for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity:

The conservation and transmission of wooden architecture in Japan consists in a set of traditional skills, techniques and knowledge. Roughly seventy per cent of the country is forested. Therefore, wood has been used in houses since ancient times. In fact, the world's oldest surviving wooden structure is the Horyu-ji temple that was built in the early seventh century. Some examples of the seventeen skills described in the nomination file, include sakan plastering, the harvesting of Japanese cypress bark, lacquer painting of traditional structures, the production of tatami mats (flooring material), and many more. Until the nineteenth century, master craftsmen trained apprentices as successors to transmit knowledge of the traditional skills. Due to modernization, however, this process became more difficult, so preservation associations were formed. Knowledge includes not only techniques for building new structures, but also restoring existing ones. Due to the country's hot and humid climate, repair work must happen often. At restoration sites, craftspeople with different skills must complete the work together. Some maintenance work also requires the involvement of local residents. For example, reed or straw thatch on a roof needs to be completely renewed every twenty years, which is a labour-intensive job. The element thus serves a social function by fostering cooperation and social cohesion and strengthens Japanese people's sense of cultural identity.

2. Considers that, from the information included in the file, the nomination satisfies the following criteria for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity:

R. 1 :The State Party has provided a clear description of the skills, techniques and knowledge related to the conservation and transmission of wooden architecture as an element of intangible cultural heritage, particularly the skills related to traditional craftsmanship and knowledge and practices concerning nature. The file demonstrates how the element contributes to fostering cooperation and social cohesion and describes its cultural function as strengthening Japanese people's sense of cultural identity. The bearers of the element are mostly the craftspersons, who are gathered in associations. Gender equality is respected, including in the

terminology used in the nomination file.

- R. 2 :The file demonstrates how the inscription would contribute to ensuring the visibility and awareness both of the element itself, and of intangible cultural heritage in general. The file also makes a strong argument for the inseparable link between tangible and intangible heritage, describing the former as an intrinsic aspect of the latter. Since cooperation and communication are an essential part of the restoration work, the inscription will enhance dialogue among workers and with local residents in areas where restoration work is carried out. Furthermore, the file successfully demonstrates how regional diversity is fostered by the creativity involved in the design, structure and process of wooden architecture, as well as variations in the availability of raw materials.
- R. 3 :The file proposes a range of future safeguarding measures, in line with the measures implemented in the past and present. These include training successors, documentation, research and promotional measures, with subsidies from the government, support for the management of Historic Forest Reserves, and the allocation of resources to related activities. These measures have proven to have a long-term sustainable impact on safeguarding the practice through the generations, and they will be further strengthened and improved through additional actions. The initiative for the development and implementation of these safeguarding measures came from the communities concerned (associations made up of craftspersons). The state plays a supporting and facilitating role, providing assistance with specific initiatives, such as the forest reserves and annual fair.
- R. 4 :The initiative for this nomination originated from the associations concerned and the Promotion Council. The government has been in constant dialogue with the communities concerned, and has informed them about the possible positive and negative effects of the inscription. The lengthy process of preparing the nomination (undertaken since 2010) is reflected in the consents of the community members and other stakeholders.
- R. 5 :The element consists of seventeen skills, which have been included in the Inventory of Intangible Cultural Heritage in Japan in different years between 1976 and 2014. The inventory is updated every year in accordance with the advice of the Council for Cultural Affairs. The communities of craftspersons were actively involved in the process of creating the inventory.

3 .Decides to inscribe **Traditional skills, techniques and knowledge for the conservation and transmission of wooden architecture in Japan** on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity;

4. Commends the State Party for a well-prepared file that can serve as a good example of how the inscription of an element on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity can contribute to ensuring the visibility and awareness of the significance of intangible cultural heritage in general;
5. Further commends the State Party for proposing an element that highlights the intrinsic relationship between intangible cultural heritage and tangible or built heritage, and which is also in line with sustainable development;
6. Also commends the State Party for presenting a nomination file that demonstrates an exemplary process of involving the communities concerned in the preparation of the nomination.

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の
ユネスコ無形文化遺産代表一覧表記載に関する
評価機関の勧告に対する萩生田文部科学大臣談話

「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が、ユネスコ無形文化遺産保護条約政府間委員会の評価機関における事前審査において、無形文化遺産の代表一覧表にふさわしいとして「記載」の勧告を受けたことは、大変喜ばしいことである。

最終的な結論は、本年12月14日～12月19日にパリ（フランス）で開催されるユネスコ無形文化遺産保護条約第15回政府間委員会において正式決定される予定であり、評価機関の勧告どおりに代表一覧表に記載されるよう、期待している。

提案概要

1. 名 称

伝統建築工匠こうしやうの技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術

2. 内 容

木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵，周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用，健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根葺ぶき・左官・装飾・畳など，建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら，工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術。

3. 分 野

伝統工芸技術，自然及び万物に関する知識及び慣習

4. 構 成

国の選定保存技術のうち以下の17件。

「建造物修理」，「建造物木工」，「檜皮葺ひわだぶき・柿葺こけらぶき」，「茅葺かやぶき」，「檜皮採取ひわだ」，「屋根板製作」，
「茅採取かや」，「建造物装飾さいしき」，「建造物彩色うるしぬり」，「建造物漆塗」，「屋根瓦葺がわらぶき（本瓦葺ほんがわらぶき）」，
「左官（日本壁）」，「建具製作」，「畳製作そうこう」，「装潢修理技術」，「日本産漆生産・精製」，
「縁付金箔製造えんつけきんぱく」

5. 保護措置

伝承者養成，研修発表，技術・技能錬磨，記録作成，原材料・用具の確保 等

6. 提案要旨

○木工・屋根葺ぶき・左官・装飾・畳などの伝統建築修理の技術は，木・草・土などの脆弱ぜいじゃくな自然素材で地震や台風に耐える構造と豊かな建築空間を生み出し，法隆寺をはじめとする歴史的建築遺産に不可欠な保存修理においては，建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な技術であり，棟梁とうりやうを中心とする職種を越えた組織の下，伝統を受け継ぎながら，工夫を重ねて発展してきた。

○歴史的建築遺産と技術の継承を実現する適切な周期の保存修理は，郷土の絆きずなや歴史を確かめる行事であり，多様な森や草原等の保全を木材，檜皮ひわだ，茅かや，漆，い草などの資材育成と採取のサイクルによって実現するなど，持続可能な開発に寄与するものである。

○このような「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は，法隆寺をはじめとする世界文化遺産となった木造建造物や，日本の建築文化を支える無形文化遺産の保護・伝承の事例として，世界の建築に関わる職人や専門家との技術の交流，対話が深められ，国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

伝統建築^{こう しょう}工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術

	選定保存技術	保存団体
1	建造物修理	(公財)文化財建造物保存技術協会
2	建造物木工	
3	ひわだぶき こけらぶき 檜皮葺・柿葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
4	かやぶき 茅葺	
5	ひわだ 檜皮採取	
6	屋根板製作	
7	かや 茅採取	(一社)日本茅葺き文化協会
8	建造物装飾	(一社)社寺建造物美術保存技術協会
9	建造物 ^{さいしき} 彩色	(公財)日光社寺文化財保存会
10	建造物 ^{うるしぬり} 漆塗	
11	屋根瓦葺 ^{ほんがわらぶき} (本瓦葺)	(一社)日本伝統瓦技術保存会
12	左官(日本壁)	全国文化財壁技術保存会
13	建具製作	(一財)全国伝統建具技術保存会
14	畳製作	文化財畳保存会
15	そうこう 装飾修理技術	(一社)国宝修理装飾師連盟
16	日本産漆生産・精製	日本文化財漆協会
		日本うるし掻き技術保存会
17	えんつけ きんぱく 縁付金箔製造	金沢金箔伝統技術保存会

※文化財保護法に基づく国の選定保存技術 17件(14団体)

1. 建造物修理（けんぞうぶつしゅうり）

選定年月日：昭和51年5月4日

保存団体名：（公財）文化財建造物保存技術協会

概要：

我が国における文化財建造物の保存修理は120年以上の伝統をもち、現在まで約2,200棟の建造物が根本修理を受けている。これらの建造物は7世紀から20世紀初頭まで約1300年にわたる各時代の遺構で、その種別は社寺、城郭、住宅、墓碑、橋梁^{きょうりょう}等あらゆる分野にわたっており、構造も木造、石造、煉瓦造^{れんがぞう}等多岐にわたり、また地域差や工匠の系統による差異もある。したがってその保存修理に当たる技術者には高度な専門知識に基づく技術が要求され、この修理技術は文化財建造物の保存には不可欠のものである。



建造物修理中堅研修の様子

2. 建造物木工（けんぞうぶつもっこう）

選定年月日：昭和51年5月4日

保存団体名：（公財）文化財建造物保存技術協会，（一社）法人日本伝統建築技術保存会

概要：

我が国の建造物は近年まで木造がその主流であり，したがって建築技術は木工技術によって代表され，それは世界に類例稀^{まれ}なほど精巧な成果を示すものである。しかし，近年では，材料，工具等の変化や，いわゆる近代建築の隆盛に伴って，古式の木工技術を体得する者は少なく，しだいに技術水準が低下しつつある。特に文化財建造物の保存修理に当たっては，各時代の木工技術の正確な踏襲，再現が求められるところから，現在数少ない木工技能者が体得している古式の木工技術を伝承し，錬磨してその水準を確保する必要がある。



古式の木工技術による修理の様子

3. 檜皮葺・柿葺（ひわだぶき・こけらぶき）

選定年月日：昭和51年5月4日

保存団体名：（公社）全国社寺等屋根工事技術保存会

概要：

檜皮葺及び柿葺の技術は、建造物の屋根葺技術として我が国特有のものである。この技術の発祥は詳らかでないが、檜皮葺は8世紀の中ごろに既に用いられており、柿葺は古く発生した板葺を源流とし、中世の末にはその技法が定着し大成したとみられている。現在、多数の檜皮葺・柿葺の建造物が、重要文化財として保護されており、これらの建造物を保存するためには檜皮葺・柿葺の技術は欠くことのできないものである。一般の建築ではほとんど用いられなくなりつつあり、伝承が困難となっていたが、保存会の取組により技術者の数が回復しつつある。



檜皮葺の様子



柿葺の様子

4. 茅葺（かやぶき）

選定年月日：昭和55年4月21日

保存団体名：（公社）全国社寺等屋根工事技術保存会

概要：

茅葺かやぶきは、我が国では草葺くさぶきの一種として古くから建造物の種類と地域を問わず広範囲に使用され、農・山村の民家では、今なお若干ながらそれを見ることが出来る。しかし、一般には茅場制度の消滅と原野の開発によって良質の茅かやてが得られなくなり、「茅手」と呼ばれた葺師ふきしも年とともに減少し、現在では兼業としてわずかにその技術を伝えているにすぎず、それも高齢化して、一般の需要がない今日では、専業として成り立たないことから後継者を育成することも困難となっている。

茅葺は、古代に行われたと考えられる「元吊りもとづ」の工法から次第に改良されて近世には既に現在みられる工法になっていたと思われるが、なお地域的には幾つかの技法の差がみられ、それが茅葺の地方色として伝統的に残されている。

現在重要文化財として保存されている茅葺の建造物を維持し、後世に伝えるためには茅葺の技術は欠くことができない重要な技術である。



茅葺の様子

5. 檜皮採取（ひわださいしゅ）

選定年月日：平成30年9月25日

保存団体名：（公社）全国社寺等屋根工事技術保存会

概要：

檜皮採取ひわださいしゅとは、屋根葺の一種で社寺に多く見られる檜皮葺に用いるため、80から100年生以上の檜たちきの立木から、樹皮である檜皮を剥ぎ取る技術である。立木の檜は10年ほどで樹皮が形成され、再び採取が可能となるが、そのために樹皮下の形成層を傷つけない技術が必要である。檜の立木の下部からへらを入れ、上方じょうほうにめくり上げ、麻縄あさなわを巧みに使って足掛かりとして、高い木では20メートル以上まで登り剥いでいく。

檜皮の採取は樹皮の形成期間である4月から7月までは剥ぐことができず、労働期間が限定される。単独で山中深く入り、高い木に登る等、危険を伴い、採取した檜皮を担いで山裾まで下ろす等、重労働も要求される。

現在重要文化財として保存されている檜皮葺の建造物を維持し、後世に伝えるためには檜皮採取の技術は欠くことができない重要な技術である。



檜皮採取の様子



拵え作業の様子

6. 屋根板製作（やねいたせいさく）

選定年月日：平成30年9月25日

保存団体名：（公社）全国社寺等屋根工事技術保存会

概要：

屋根板製作とは、屋根葺の一種で柿^{こけらぶき}葺、栩^{とちぶき}葺、瓦^{かわらぶき}下地の土居^{しじ}葺に用いるため、榧^{さわら}や杉^{すぎ}等の木材を手作業で割り、形状を整えて屋根葺に適した板を製作する技術である。屋根面に葺く平^{ひらぶき}葺板、軒先に使用する軒付^{のきづけ}板や上目^{うわめ}板、曲面部に使用する隅^{すみ}板等、用途に応じた仕様があり、板の厚さや長さも多様である。原木の良^{げん}否^{ぼく}を見極め、良質の板を、手際良く大量に製作することが重要で、熟練が求められる。

板葺屋根の耐用年限は20年から30年程度であり、重要文化財となっている多くの建造物の保存継承のためには、屋根板製作の技術は欠くことのできない重要な技術である。



屋根板製作の様子

7. 茅採取（かやさいしゅ）

選定年月日：平成30年9月25日

保存団体名：（一社）日本茅葺き文化協会

概要：

茅採取は、^{かやさいしゅ}屋根葺の一種で農山村の民家に多く見られる茅葺に用いるための、ススキやヨシ等を育成し、採取する技術である。

茅の採取は、本来は地域住民によって行われた農作業の一つであったが、建築資材としての需要減少、農業形態の変化により必要性が薄れた作業である。

^{かやかり}茅刈り、乾燥させるための^{かやた}茅立て、選別して屋根葺材料に^{こしら}拵^{かやすぐ}える茅選り、これら一連の作業を手際よく行う技術がなければ、屋根葺に用いる良質で大量の茅を得ることは不可能である。

茅の育成、茅場の管理も、地域の地勢や植物に関する知識や慣習の蓄積によって支えられてきたものである。質の確保のために火入れを行う場合にも、地勢や工程に関する知識や経験がなければ危険な作業である。

現在重要文化財として保存されている茅葺の建造物を維持し、後世に伝えるためには茅採取の技術は欠くことができない重要な技術である。



茅刈りの様子



茅立ての様子

8. 建造物装飾（けんぞうぶつそうしょく）

選定年月日：平成19年9月6日

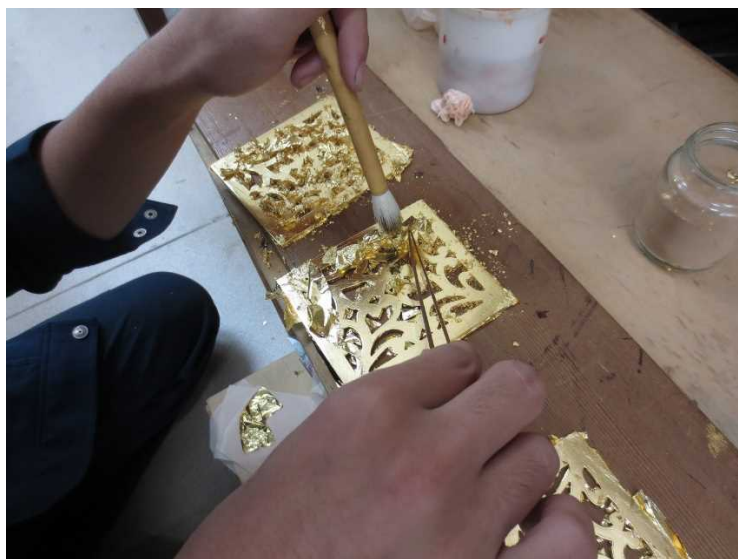
保存団体名：（一社）社寺建造物美術保存技術協会

概要：

文化財建造物を装飾する技術には、^{うるしぬり}漆塗、^{さいしき}彩色、^{かざり}鏝金具製作、^{いもの}鋳物製作、鍛冶技術などがある。特に仏教伝来とともに様々な技術が伝わって、古代仏堂が華麗に彩られ、やがて寺院以外の建造物にも盛んに用いられるようになった。

これらの技術は、建造物を装うという意匠性だけでなく、部材表面の風化抑制などの機能性も担っている。建造物の修理においては、その両者を考慮して適切な技法を吟味して施工する必要があり、そのためには豊富な知見と熟練が求められる。

また建造物の保存修理を適切な周期で行うためには、これらの技術の円滑な継承が不可欠である。



鏝金具製作の様子

9. 建造物彩色（けんぞうぶつさいしき）

選定年月日：昭和54年4月21日

保存団体名：（公財）日光社寺文化財保存会

概要：

我が国における建造物彩色は、仏教の伝来とともに大陸から移入されたと考えられ、平安時代になると大陸直伝の技法から日本的なものとして洗練され、華麗な発達を遂げた。中世では仏塔の内部等にその伝統が受け継がれ、中期からは、素木造を基本とした神社建築にも取り入れられ、特に室町末、桃山時代には漆を加えて建物内外ともに豪華^{けんらん}絢爛な彩色を施す技法が発達した。

近代以降、油性塗料や合成染料が建築彩色の主流となり、また、天然顔料の資源不足や技術者の減少などの課題に直面していたが、文化財を後世に継承していくためには不可欠な技術であり、保存会が技術者養成を担っている。



彩色の様子

10. 建造物漆塗（けんぞうぶつうるしぬり）

選定年月日：平成28年9月30日

保存団体名：（公財）日光社寺文化財保存会

概要：

独特の色艶を持つ漆塗は、彩色・鍔金具とともに我が国の建造物を荘厳する技術として欠かせないものである。漆塗の技法は、部材となる木地を固めた後、ひび割れ防止や補強を施し、下地材を塗っては研ぎ出すという工程を何度も繰り返して下地を平滑にした後、精製した中塗漆、上塗漆によって仕上げる。保存修理においては、旧塗膜の劣化を見極め、破損した塗層までを掻き落とし、必要な工程からなる塗りを施す。使用する工具、漆の調合法や塗り技法は、それぞれの工程で異なり、専門的知識や経験とともに熟達した技術が要求される。

近代以降、油性塗料や合成塗料が建築塗装の主流となっているものの、建造物漆塗の技術は、社寺など伝統的な建造物を後世に継承していくために不可欠である。



漆塗の様子

1 1. 屋根瓦葺（本瓦葺）（やねがわらぶき（ほんがわらぶき））

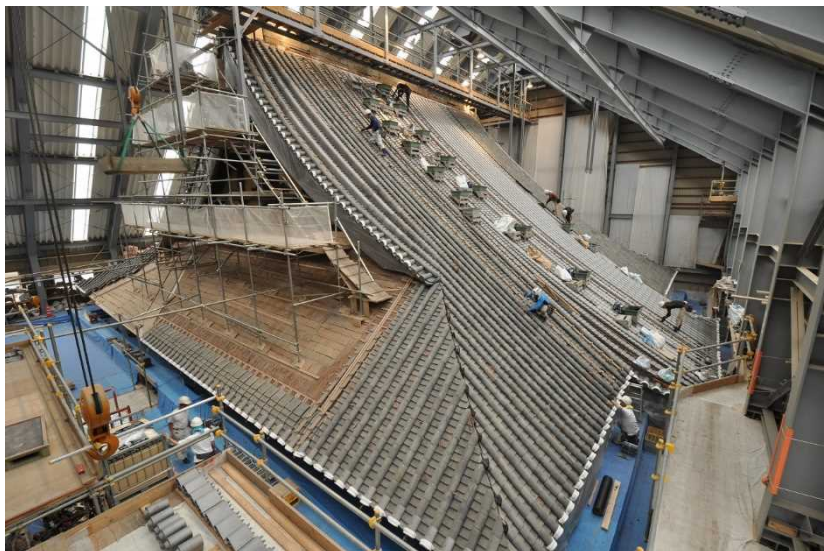
選定年月日：平成6年6月27日

保存団体名：（一社）日本伝統瓦技術保存会

概要：

寺院建築や城郭建築をはじめとする我が国の伝統的な建造物には、^{ほんがわらぶき}本瓦葺が多く用いられている。

本瓦葺の技術は、再用可能な古瓦をどこまで使用できるかを判別し、新しい瓦との調和のとれた使い方、棟や谷部の雨や強風に対する対策を考え、軒の^そ反りや屋根の優美な曲線を伝統的技術で^ふ葺き上げるためには、高度な判断と技能が要求されることから、文化財建造物の保存修理工事において最も重要な技術の一つである。現代においては、この技能を高度に体得した技能者は次第に減少しつつあるが、本瓦葺の技術は、本瓦葺の文化財建造物を後世に継承していくために欠くことのできない技術である。



本瓦葺の様子

12. 左官（日本壁）（さかん（にほんかべ））

選定年月日：平成14年7月8日

保存団体名：全国文化財壁技術保存会

概要：

左官の職名は近世初期には見られ、それ以前には「泥工」「壁塗り」とも称された。我が国の伝統的左官技術には、表面を土で仕上げる古式京壁と、漆喰^{しっくい}仕上げとする漆喰壁があり、日本壁と総称される。

良質の日本壁を製作するためには、各種素材の吟味から施工まで高度な熟練が必要であり、文化財建造物修理においては、製作された壁の強度や美観が修理工事の良否に大きく影響する。しかし、日本壁製作のような湿式工法には十分な工期と経験が必要であるため、熟練した、良質な日本壁を製作できる技術者を確保していく必要がある。



左官技術研修の様子

13. 建具製作（たてぐせいさく）

選定年月日：平成11年6月21日

保存団体名：（一財）全国伝統建具技術保存会

概要：

建具の製作は木取り、矯正、削加工、寸法決め、仕口加工、仕上加工、組立の順で行われる。小片の部材を複数組み合わせて作られ、大工仕事とは異なり、一厘、二厘をゆるがせにできず、また、隠れるところがほとんどないため仕事に逃げ場がなく、わずかな狂いやキズも許されず、極めて細かい神経と高度な技術、それに豊富な経験が必要である。近年の一般建築界では、建具を修理して使用することが無くなりつつあるが、文化財建造物に使われている建具の維持のためには、建具製作の高度な技術を体得した技術者を確保していく必要がある。



建具製作研修の様子

14. 畳製作（たたみせいさく）

選定年月日：平成16年9月2日

保存団体名：文化財畳保存会

概要：

畳は、貴族邸宅である寝殿造建築での座具や寝具、寝台の上敷として使用され、後に、室内周囲に「追い回し」に敷かれたり、室内全体に敷き詰められるようになった。やがて室町時代ころには書院造建築の発展とともに畳を敷き詰める習慣が広まり、近世以降、一般住宅にも徐々に浸透した。

畳は、稲藁を交互に積み重ねて麻糸で縫い締めた畳床に、い草を編んだ畳表を張り、両側に畳縁を縫い付けて仕上げる。

畳製作技術は、多様な規模や形状の部屋を正確に採寸して、規格外の畳を加工し、特殊な紋縁を畳相互の紋合わせに注意して縫い付け、敷き込む技術で、その一連の工程には高度な熟練を要する。伝統的な畳製作技術を有する技能者の確保が不可欠となっている。



畳製作の様子

15. 装潢修理技術（そうこうしゅうりぎじゅつ）

選定年月日：平成7年5月31日

保存団体名：（一社）国宝修理装潢師連盟

概要：

我が国では絵画、書跡、古文書などの文化財が、千数百年から数百年の永い年月を経て、今日に伝わっている。特に我が国特有の高温多湿の気象条件の下では、湿気、カビによる腐食や虫害による損傷が起こりやすく、必ずしも恵まれた環境とはいえない。こうした中で、多くの文化財が今日に伝えられたのは、優れた伝統的な保存修理技術：装潢の技によるところが大きい。

我が国伝来の書画類は四季の温湿度変化の影響を受けやすい紙や絹を主材料とするものが多いため、原状のままに伝来するものは稀で、いずれも本紙を紙、糊によって補強した卷子、掛幅、屏風、折帖などの様々な表具の形態に仕立てられて伝わっている。これら文化財は紙、糊による裏打によってのみ本体の保存が図られているといっても過言ではなく、こうした脆弱な文化財を後世に維持、保存していくためには、50年から100年を周期として、本紙を支える裏打紙の打替が必要となっている。これらの修理は、表具の解体、解装から旧裏打紙の除去、繕い、裏打替から表具仕立てへの工程を要する。この修理に当たっては、伝統的な技術に裏付けられた卓越した装潢の技が必要不可欠となっている。



障壁画修理の様子

16. 日本産漆生産・精製（にほんさんうるしせいさん・せいせい）

選定年月日：昭和51年5月4日

保存団体名：日本文化財漆協会，日本うるし掻き技術保存会

概要：

日本産漆は透明度，接着力，堅牢度等に優れており，漆芸の制作や漆工品等の保存修理に不可欠の原材料である。漆生産に関する技術には，漆樹の植栽及びその保育・管理，成長した原木からの漆液の採取（漆掻き）等がある。なかでも，掻き鎌か かまや掻き篋か べらなどを用いて，樹幹につけた傷から滲み出る生漆を採取する技術（漆掻き技術）は重要なものであり，漆樹を傷めず良質な漆を多く採取するには高度な技量が要求され，長年の経験を積んだ専門の技術者（漆掻き職人）によって行われている。

将来にわたって良質の日本産漆を確保し，もって文化財を後世に継承していくためには，日本産漆の生産・精製は欠くことのできない重要な技術である。



漆掻きの様子

17. 縁付金箔製造（えんつけきんぱくせいぞう）

選定年月日：平成26年10月23日

保存団体名：金沢金箔伝統技術保存会

概要：

縁付金箔製造は、箔打ち専用の手漉和紙を加工した箔打紙に金を挟んで打ち延ばし、金箔を製造する技法である。

正方形に仕上げた箔を箔合紙に重ねた時、箔合紙の寸法が金箔を縁取るように一回り大きいことから、完成した箔のほか、その製法も縁付と呼ばれる。

縁付金箔製造の技術内容は、澄工程、箔工程、紙仕込み工程の3つに大別される。澄工程は、純金に微量の銀と銅を加えた合金を打ち延ばし、厚さ1,000分の1ミリメートルの澄を仕上げる工程である。箔工程は、澄と箔打紙を交互に重ねて薄く打ち延ばし、厚さ10,000分の1ミリメートルの箔を製造する工程である。紙仕込み工程とは、専用の特殊な手漉和紙を澄又は箔の打紙として仕立てる工程である。澄打紙の仕込みは、ニゴ（稲藁の芯部）を主原料とする手漉和紙を用い、湿らせて機械を叩く工程を繰り返すものである。箔打紙の仕込みは、泥土が添加された箔打ち専用の手漉きの雁皮紙を原紙（下地紙と呼ばれる）とし、湿らせた下地紙を機械で繰り返し叩いた後、稲藁の灰の灰汁に柿渋等を染み込ませて叩くことを繰り返す工程で、この工程が箔の仕上がりに大きく影響する。

縁付金箔は極めて薄く、しなやかで大きく、色艶に優れ、無形文化財の工芸技術による作品製作や有形文化財の保存修理には欠くことのできない原材料である。



箔工程の様子



紙仕込み工程の様子

ユネスコ無形文化遺産について

条約の概要

- 2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]
 【目的】 ■ **無形文化遺産の保護** ※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)
 ■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等
 【内容】 ■ **「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」(代表一覧表)の作成**
 ■ 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成 **締約国数: 180**
 ■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等 **現在 21件** (世界全体では463件)
 ■ 重要無形文化財 ■ 重要無形民俗文化財 ■ 選定保存技術 ■ 文化審議会決定

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじゅうりふんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009	ががく 雅楽 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと 【石川】 ちやつきらこ チャッキラコ 【神奈川】	おぢやちぢみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 はやちねかぐら 早池峰神楽 【岩手】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽 【秋田】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 だいもくたて 題目立 【奈良】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】	
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【島根】	ほんみのし ちちまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】 本美濃紙 , 秩父祭の屋台行事と神楽 , 高山祭の屋台行事 , 男鹿のナマハゲ
2012	なちのでんがく 那智の田楽 【和歌山】		
2013	わしよく 和食; 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか	
2014	わし 和紙: 日本の手漉和紙技術 【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	にほんのてすわしぎじゆつ	せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
2018	らいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神: 仮面・仮装の神々	※2009年に無形文化遺産に登録された甌島のトンドン【鹿児島】に、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
2020 予定	でんとうけんちんこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゆつ	※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して計17件の選定保存技術を提案。
2022 (未定)	ふりゆうおどり 風流踊	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、国指定重要無形民俗文化財である綾子踊【香川】、など36件を追加し、計37件の行事として拡張登録。【2020年3月に提案済。審査時期未定】	

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
 [各年, 50件の審査件数の制限]
 * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
 * 我が国の案件は実質2年に1回の審査となっている
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
 (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および個人により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。